



YANMAR



作業機付きトラクターの 道路走行に関する ガイドブック

<https://www.yanmar.com/jp/>



ヤンマーアグリ
公式facebookページ



ヤンマーアグリ
「ヤンマー農業チャンネル」
YouTube チャンネルはコチラ



ヤンマーアグリ株式会社

〒702-8515 岡山県岡山市中区江並428番地
yanmar.com

商品についてのご意見、ご質問は下記へ

安全に関するご注意

- ご使用の際は、取扱説明書をよくお読みのうえ、正しくお使いください。
- 無理な運転は商品の寿命を縮め、故障・事故の原因となることがあります。
- 故障・事故を未然に防止するため、定期点検は必ずおこなってください。
- 保証書は、ご購入の取扱い店で必ずお受け取りください。



【目次】

1 概要	P1
2 トラクターに装着して道路を走行できる作業機について	P2
道路を走行できる作業機(直装タイプ)	P2
道路を走行できる作業機(けん引タイプ)	P2
3 各種法令について	P3
①道路運送車両法	P3
②道路交通法	P3
③道路法	P4
④地方税法	P4
4 作業機(直装タイプ)付きトラクターで道路を走行するためのチェック(必ずご確認ください)	P5
トラクターに装備された灯火装置および反射器の確認	P5
作業機(直装タイプ)を装着した状態での灯火装置および反射器の視認性確認	P6
申請の要否確認	P7
免許区分と左右ミラーの装備確認	P7
トラクターの最高速度の確認	P8
作業機(直装タイプ)を装着した状態での全幅確認	P9
全幅2.5mを超えた場合の表示例	P10
作業機(直装タイプ)最外側から灯火装置および反射器までの距離の確認	P11
作業機(直装タイプ)付き特定小型特殊自動車のトラクターの寸法確認	P12
リアオーバーハング寸法の確認(大型特殊自動車のみ)	P12
5 作業機(直装タイプ)を装着して道路走行するための必要な対応早見一覧表	P13
必要な対応の概要	P14
6 作業機(直装タイプ)を装着して道路を走行するための対応例	P15
ケース1	P15
ケース2	P16
ケース3	P17
ケース4	P18
7 対応部品の一例(直装タイプの作業機装着時の一例)	P19
8 道路走行に関するQ&A	P20
道路走行対応KIT一覧	P21
特殊車両通行許可申請について	P23

作業機を付けた状態でも 農耕トラクタが公道走行できるようになりました

この程、国土交通省が農耕トラクタに関わる道路運送車両法の運用を見直し、
保安基準に緩和措置が盛り込まれることとなりました



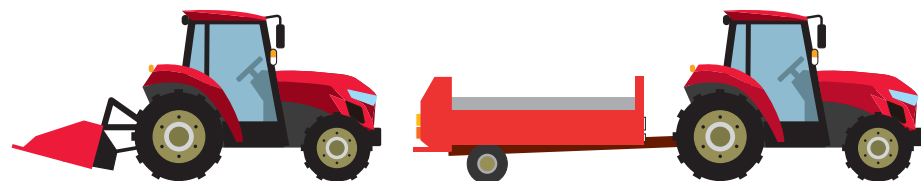
保安基準緩和の認定条件に基づく制限事項に対応することで、
農耕トラクタに作業機を装着しても道路が走行できるようになりました



本ガイドブックは直装タイプの作業機付きトラクタで道路を走行するためのチェック項目と必要な対応を記載しています。道路を走行する際は、必要な対応を確実に行うと共に、法令遵守のもと、安全を心がけて頂きますようお願いいたします。

なお、本ガイドブックでは「直装タイプの作業機」を「作業機(直装タイプ)」、「けん引タイプの作業機」を「作業機(けん引タイプ)」と称します。

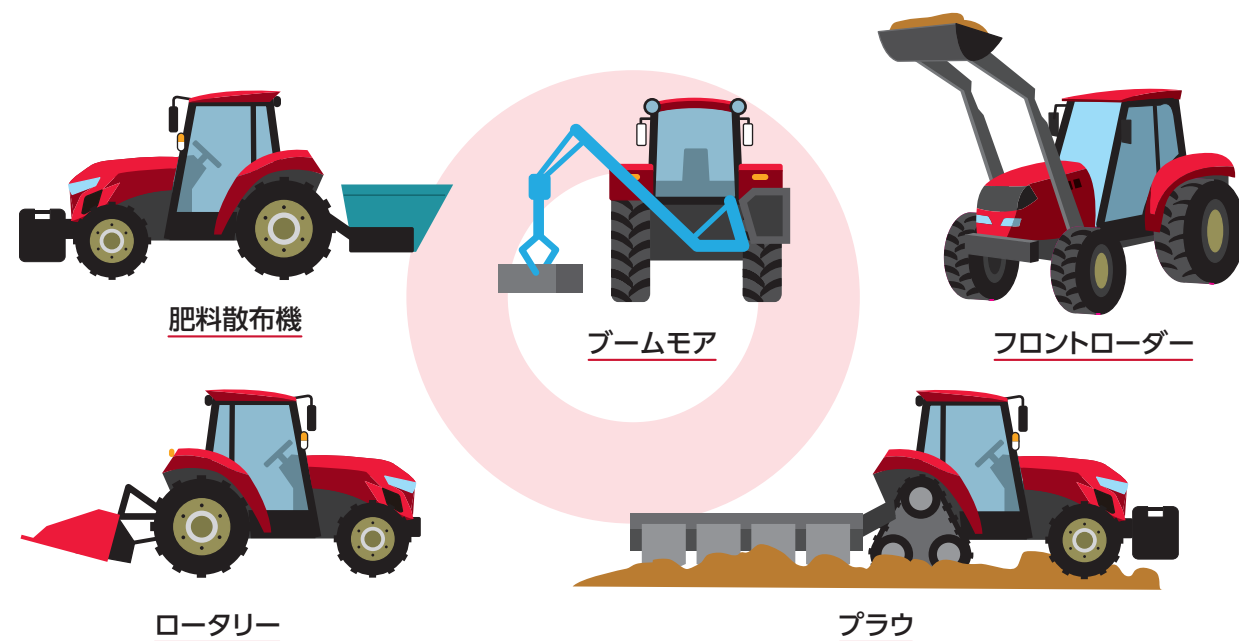
必要な対応を行い、法令遵守のもと、
安全に道路を走行しましょう。



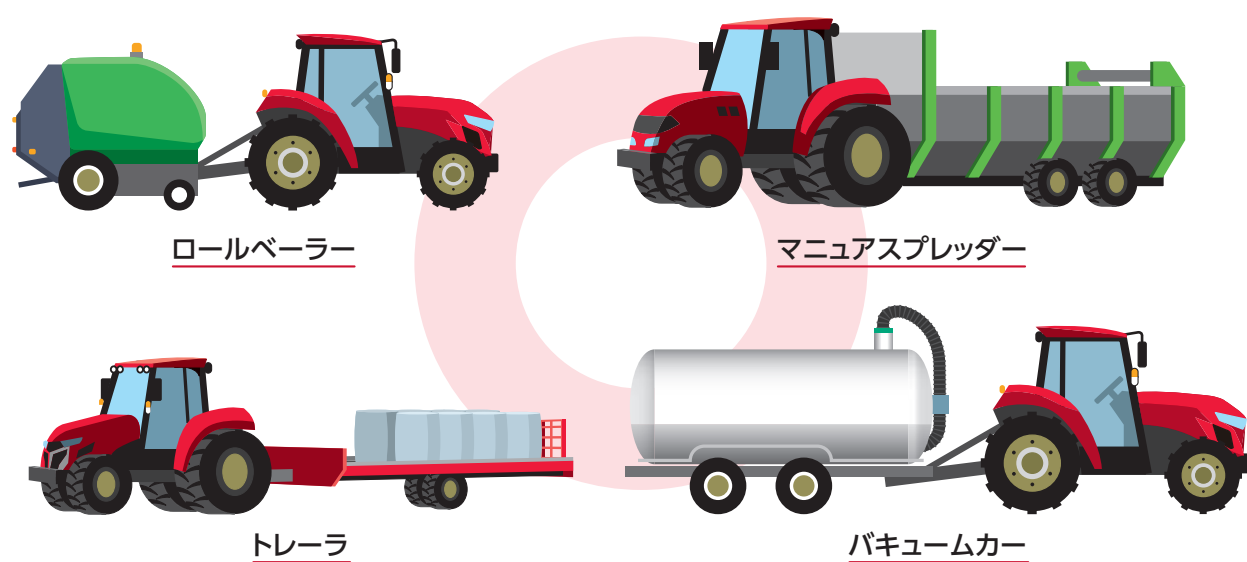
今回の緩和措置でトラクターに装着して道路走行が認められるのは、必要な対応を施した「**直装タイプの作業機**」と保安基準や構造要件などの一定の条件を満たし、「**農耕作業用トレーラ**」として位置付けられる「**けん引タイプ作業機**」になります。



道路を走行できる作業機(直装タイプの作業機)



道路を走行できる作業機(けん引タイプの作業機)



3 各種法令について

トラクターで道路を走行する場合、各種法令を遵守していることを確認してください。

下記はトラクターの道路走行に関する各種法令の主な規制対象の一例となります。

法律の名称	道路運送車両法	道路交通法	道路法	地方税法
主な規制対象	車両	運転者	車両	車両の所有者
主な規則	車両の保安基準	運転免許	特殊車両通行許可	ナンバープレートの取付

①道路運送車両法

自動車の装備や検査などが定められた法令です。道路を走行する自動車を構造や検査などによって、普通自動車・小型自動車・軽自動車・大型特殊自動車・小型特殊自動車の5つに種別しています。トラクターは下表赤枠の「大型特殊自動車」「小型特殊自動車(農耕用車両)」のいずれかに該当します。

車両区別	全長	全幅	全高	総排気量	最高速度	車検
普通自動車	小型自動車の規格を超えるもの					必要
小型自動車	4.7m以下	1.7m以下	2.0m以下	2000cc以下	—	必要
軽自動車	3.4m以下	1.48m以下	2.0m以下	660cc以下	—	必要
大型特殊自動車	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	35km/h以上	必要
小型特殊自動車 農耕用車両	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	35km/h未満	不要
小型特殊自動車 農耕用以外	4.7m以下	1.7m以下	2.8m以下	制限なし	15km/h以下	不要

道路運送車両法の保安基準による制限

車両区別	全長	全幅	全高	総排気量	最高速度	車検
大型特殊自動車 (農耕用車両)	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	35km/h以上	必要
小型特殊自動車 (農耕用車両)	4.7m超	1.7m超	2.0m超	制限なし	15km/h超 35km/h未満	不要
	4.7m以下	1.7m以下	2.0m以下	制限なし	15km/h以下	不要

※免許区分の「大型特殊自動車免許」「小型特殊自動車免許」とは異なります。

②道路交通法

交通ルールや運転免許などが定められた法令です。道路を走行するためには、免許区分に応じた運転免許証の携帯が必要です。農耕用自動車としては「大型特殊自動車免許(農耕車限定含む)」「小型特殊自動車免許」があります。

免許区分	全長	全幅	全高	最高速度
大型特殊自動車免許	特殊な構造のもので、特殊な作業に使用する自動車 <small>で小型特殊自動車以外のもの</small>			
小型特殊自動車免許	4.7m以下	1.7m以下	2.0m以下 <small>(安全キャブや安全フレームは2.8m以下)</small>	15km/h以下

※車両種別の「大型特殊自動車」「小型特殊自動車」とは異なります。

大型特殊自動車免許(農耕車限定含む)を必要とする農耕用トラクターで車両総重量750kgを超える農耕作業用トレーラを連結して道路を走行する場合、けん引免許(農耕車限定含む)の運転免許証の携帯が必要です。

免許区分	必要とする条件
けん引免許(農耕車限定含む)	車両総重量が750kgを超える車両をけん引する場合に必要な免許

③道路法

道路の定義から整備手続き、管理や費用負担、罰則まで定めた道路に関する法令です。一定の大きさや重量を超える車両を通行させる時には道路管理者へ特殊車両通行許可の申請を行い、許可証を得る必要があります。

車両諸元	全長	全幅	全高	重さ	最小回転半径
制限値(最高限度)	12m以下	2.5m以下	3.8m以下	総重量20t以下	12m以下

④地方税法

小型特殊自動車の農耕用トラクターおよび小型特殊自動車の農耕作業用トレーラは、地方税法の市(町・村)税条例に納税の義務、納税標識(ナンバープレート)の交付申請及び車両への取付義務が定められています。道路を走行するしないに関わらず、市町村へ届け出てナンバープレートの交付を受け取付けてください。詳細はお住いの市町村へお問い合わせください。

【参考】軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書の書き方

※この申請書例は令和4年度時点のものです。総務省またはお住いの市町村へお問い合わせください。

申告の理由		種別		標識番号	納税義務発生年月日	令和 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 譲受け <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 原動機付自転車 <input type="checkbox"/> 小型特殊自動車 <input type="checkbox"/> 農耕作業用 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 農耕作業用 <input type="checkbox"/> その他				
住所 〒□□□□□□□□		所有形態 1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. その他		主たる定置場所 1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ 2.			
住所 〒□□□□□□□□		販売 譲渡 証明 書		上記原動機付自転車・小型特殊自動車を販売又は譲渡したことを証明します。 令和 年 月 日			
住所 〒□□□□□□□□		車名 型式及び年式 原動機の型式番号		車台番号 型式認定番号 総排気量又は定格出力 L kW			
住所 〒□□□□□□□□		氏名又は名称 電話番号		電話番号			

YT233Aの場合

車名	型式及び年式	原動機の型式番号
ヤンマー	YDM-S0046 年式	3TNV88C
車台番号 (機体番号を記載)	型式認定番号	総排気量又は定格出力
	72236 ※	1.642 kW

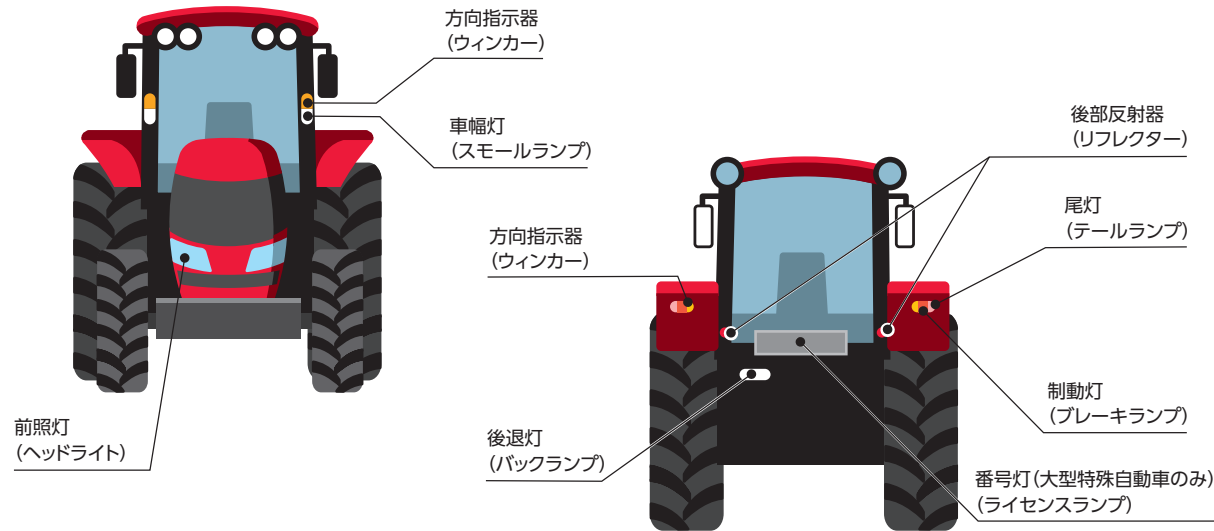
※型式認定番号がない場合は、打刻受付番号で代用することができます。記入例では、打刻受付番号を記載しています。

4 作業機(直装タイプ)付きトラクターで道路を走行するためのチェック(必ずご確認ください)

お使いのトラクターに直装タイプの作業機を装着した状態で以下の8つのチェックを行い必要な対応を確認してください。

- ①トラクターに装備された灯火装置および反射器の確認
- ②申請の可否確認
- ③免許区分と左右ミラーの装備確認
- ④トラクターの最高速度の確認
- ⑤作業機を装着した状態での灯火装置および反射器の視認性確認
- ⑥作業機を装着した状態の全幅確認
- ⑦作業機最外側から灯火装置および反射器までの距離の確認
- ⑧作業機付きトラクターの寸法確認
- ⑨リアオーバーハング寸法の確認(大型特殊自動車のみ)

トラクターに装備された灯火装置および反射器の確認



■ 下記項目を確認し、チェック項目を満たしていれば「○」を、満たしていなければ「×」をチェック結果に記入してください。

灯火装置および反射器	チェック項目	チェック結果
前照灯(ヘッドライト)	点灯すること。割れ、汚れなどないこと。	
方向指示器(ウィンカー)	前方・後方の左右とも点滅すること。割れ、汚れなどないこと。	
車幅灯(スモールランプ)※	ヘッドライトと同時に点灯すること。割れ、汚れなどないこと。	
制動灯(ブレーキランプ)※	ブレーキ操作時に点灯すること。割れ、汚れなどないこと。	
後退灯(バックランプ)※	後退時に点灯すること。割れ、汚れなどないこと。	
尾灯(テールランプ)※	ヘッドライトと同時に点灯すること。割れ、汚れなどないこと。	
後部反射器(リフレクター)	割れ、汚れなどないこと。	
番号灯(ライセンスランプ)(大型特殊自動車のみ)	点灯すること。割れ、汚れなどないこと。	

※全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下で最高速度15km/h以下のトラクター(以下「特定小型特殊自動車」という。)は車幅灯、制動灯、後退灯、尾灯は取付義務がないので確認は不要です。

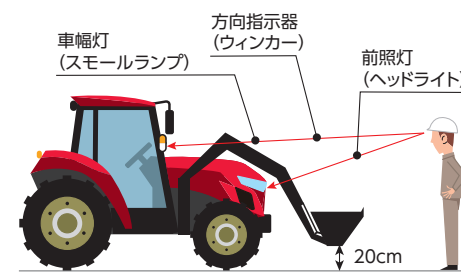
チェック結果に×がある場合

不良の場合は部品を交換してください。
所有されているトラクターの灯火装置および反射器の状態をしっかりと確認しましょう。



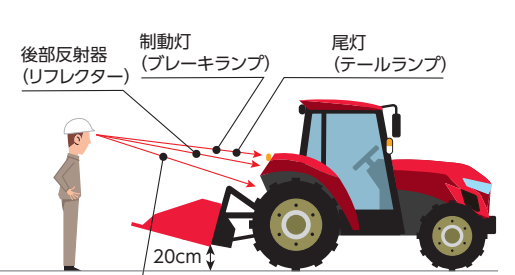
作業機(直装タイプ)を装着した状態での灯火装置および反射器の視認性確認

〈前方装着の作業機の場合〉



※フロントローダーの場合
約20cm最下面が地面から上がっている状態で確認

〈後方装着の作業機の場合〉



※ロータリーの場合
約20cm耕うん爪が地面から上がっている状態で確認

■ 下記項目を確認し、チェック項目を満たしていれば「○」を、満たしていなければ「×」をチェック結果に記入してください。

灯火装置および反射器	チェック項目	チェック結果
前照灯(ヘッドライト)	夜間に前方50m先の障害物を確認できること	
方向指示器(ウィンカー)	昼間に方向の指示を示す方向100mから確認できること	
車幅灯(スモールランプ)※	夜間に前方300mから確認できること	
制動灯(ブレーキランプ)※	昼間に後方100mから確認できること	
後退灯(バックランプ)※	昼間に後方100mから確認できること	
尾灯(テールランプ)※	夜間に後方300mから確認できること	
後部反射器(リフレクター)	夜間に後方150mから確認できること	
番号灯(ライセンスランプ)(大型特殊自動車のみ)	夜間に後方20mから自動車登録番号標の数字等の表示を確認できること	

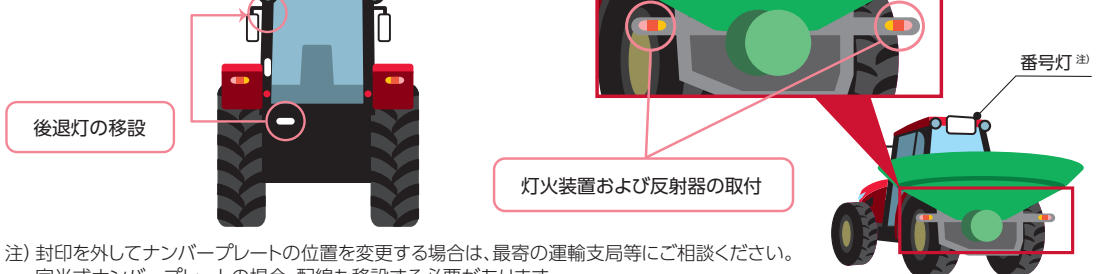
注) 回転灯が備え付けられている場合、結線を外したり覆いを被せるだけでなく、道路走行時は必ず回転灯は取り外してください。

チェック結果に×がある場合

トラクターに作業機(直装タイプ)を装着した状態で確認(視認)できる位置に灯火装置および反射器の取付が必要になります。(トラクター側、作業機側のどちらでも可。)灯火装置および反射器の取付に関しては販売店へご相談ください。



● 灯火装置および反射器の移設例



注) 封印を外してナンバープレートの位置を変更する場合は、最寄の運輸支局等にご相談ください。
字光式ナンバープレートの場合、配線も移設する必要があります。

【参照情報】道路運送車両の保安基準では灯火装置および反射器の取付は以下のように定められています。

灯火装置および反射器	保安基準		
	最外からの距離	地上からの高さ	視認性
前照灯(ヘッドライト)	40cm以内(可能なかぎり)	50cm以上120cm以下(可能なかぎり)	夜間に前方50m先の障害物を確認できること
方向指示器(ウィンカー)	40cm以内	35cm以上230cm以下	昼間に方向の指示を示す方向100mから確認できること
車幅灯(スモールランプ)※	40cm以内	25cm以上210cm以下	夜間に前方300mから確認できること
制動灯(ブレーキランプ)※	40cm以内	35cm以上210cm以下	昼間に後方100mから確認できること
後退灯(バックランプ)※	—	25cm以上120cm以下(可能なかぎり)	昼間に後方100mから確認できること
尾灯(テールランプ)※	40cm以内	35cm以上210cm以下	夜間に後方300mから確認できること
後部反射器(リフレクター)	40cm以内	25cm以上150cm以下	夜間に後方150mから確認できること
番号灯(ライセンスランプ)(大型特殊自動車のみ)	—	ナンバープレートを照らすことができる位置	夜間に後方20mから自動車登録番号標の数字等の表示を確認できること

※全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下で最高速度15km/h以下のトラクターは車幅灯、制動灯、後退灯、尾灯は取付義務がないので確認は不要です。

申請の要否確認

直装タイプの作業機(フロントウェイトを含む)を装着したトラクターの全長、全幅、全高を確認してください。

※道路を走行する際には、装着している作業機に応じたフロントウェイトを装着してください。



■ 下記項目を確認し、チェック項目を満たしていれば「○」を、満たしていなければ「×」をチェック結果に記入してください。

チェック項目	チェック結果
全長12m以下	
全幅2.5m以下	
全高3.8m以下	

チェック結果に
×がある場合

「特殊車両通行許可」の申請が必要です。
全長または全高に「×」がある場合はさらに「基準緩和認定」の申請も必要となります。
申請に関しては販売店へご相談ください。

■基準緩和認定申請

全長12mまたは全高3.8mを超え、保安基準に定められた基準を超える場合、個別に地方運輸局長から基準緩和の認定を受けるための申請が必要となります。

■特殊車両通行許可申請

道路管理者(国が管理する国道・地方整備局等、都道府県が管理する国道・都道府県道・各都道府県、市町村道・各市町村)に特殊車両通行許可申請を行ってください。農道は特殊車両通行許可申請の必要はありません。道路法および車両制限令にもとづき特殊車両が道路を走行するには許可証が必要となります。
参考:都道府県・政令市への申請・問合せ窓口は下記リンクをご覧ください。
最寄りの窓口へお問い合わせください。

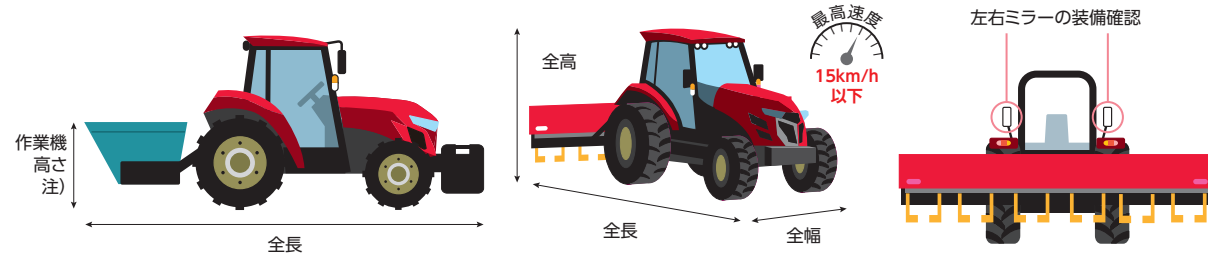
■国土交通省関東地方整備局

<https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000012.html>



免許区分と左右ミラーの装備確認

直装タイプの作業機(フロントウェイトを含む)を装着したトラクターの全長、全幅、全高、最高速度および左右ミラーが装備されているかを確認してください。



■ 下記項目を確認し、チェック項目を満たしていれば「○」を、満たしていなければ「×」をチェック結果に記入してください。

チェック項目	チェック結果
全長4.7m以下	
全幅1.7m以下	
全高2.0m以下 (安全キャブや安全フレームは2.8m以下)	
最高速度15km/h以下	

チェック結果に
×がある場合

大型特殊自動車免許(農耕車限定含む)が必要となります。
免許取得に関しては自動車学校または近隣の警察署や都道府県の農業大学校などにご相談ください。また、左右にそれぞれミラーの装備が必要となります。ミラーの取付は販売店にご相談ください。

※ミラーは作業機の外側線の上の後方50mまでの間にある車両の交通状況・左外側付近の交通状況・作業機の左右一番外側の状況確認できることが必要です。

※チェック結果に「×」がない場合は左ミラーの装備は不要です。
注)作業機高さ(上面部)が2.0mを超える場合、大型特殊自動車免許(農耕車限定含む)が必要です。

トラクターの最高速度の確認(※最高速度が15km/h以下のトラクターは本項目の確認不要です)

はじめに、最高速度の確認はお手持ちの取扱説明書でご確認ください。

お客様のトラクターが15km/hを超えて走行可能な場合、トラクターに装着している作業機(直装タイプ)で15km/hを超えて道路を走行できるか否かの安定性の確認が取れた組合せであるかを日本農業機械工業会で確認してください。

■日本農業機械工業会 <http://www.jfmma.or.jp/koudo.html>

右記QRからアクセス▶▶▶



■ 下記項目を確認し、チェック項目を満たしていれば「○」を、満たしていなければ「×」をチェック結果に記入してください。

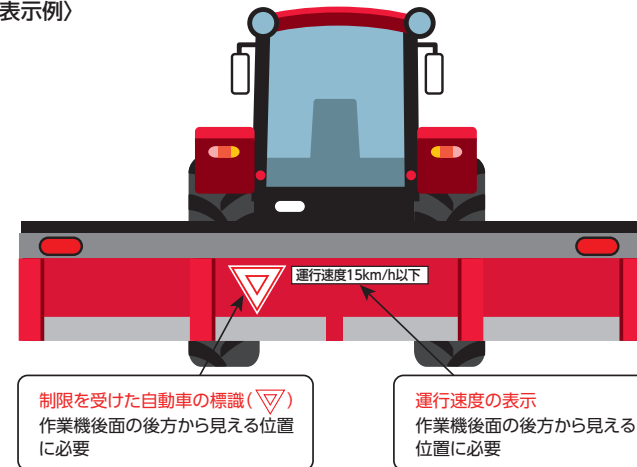
チェック項目	チェック結果
ホームページ上のリストに使用するトラクターと作業機の装着組合せの有無	有りの場合 ○ 無しの場合 ×

チェック結果に
×がある場合

ホームページ上のリストに、使用するトラクターと作業機(直装タイプ)の組合せがない場合は15km/h以下で道路を走行する必要があります。
また運行速度の表示も以下に記載の2か所に行う必要があります。



〈表示例〉



制限を受けた自動車の標識(▽)
作業機後面の後方から見える位置に必要

運行速度の表示
作業機後面の後方から見える位置に必要



運行速度15km/h以下
速度域: 以下で走行のこと
主要速: 副変速

運行速度の表示(運転席周り)

※運行速度の表示は前面・側面のガラスには貼らないでください。
※メーターパネルに速度表示がない場合、運行速度15km/h以下の設定および変速レバーの組合せは取扱説明書で確認してください。

■最高速度が35km/h以上のトラクターに関して

最高速度が35km/h以上の場合、自動車検査登録が必要となります。

最高速度	自動車検査登録(車検)
35km/h未満	不要
35km/h以上	必要※

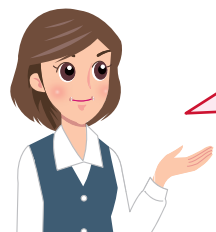
※自動車検査登録(車検)は販売店へお問い合わせください。
トラクターに装着し、道路走行を行う作業機は車検証への記載変更が必要となります。

■操舵輪の分担荷重に関して

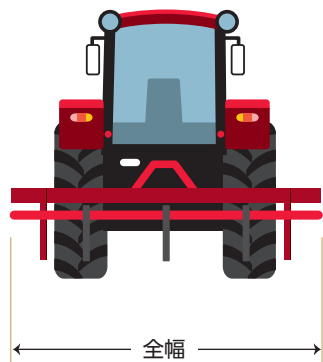
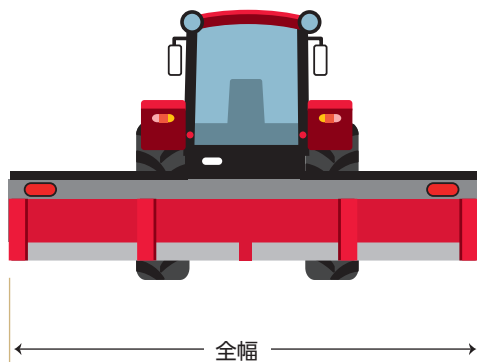
作業機(直装タイプ・けん引タイプ)を装着した状態で、かじ取り車輪にかかる荷重が車両総重量の20%未満では道路走行できません。フロントウェイト等を追加装着し、20%以上になるようにして道路を走行してください。
また作業機装着時にタイヤの許容荷重を超えないことを確認してください。
詳しくは販売店にご相談ください。



作業機(直装タイプ)を装着した状態での全幅確認



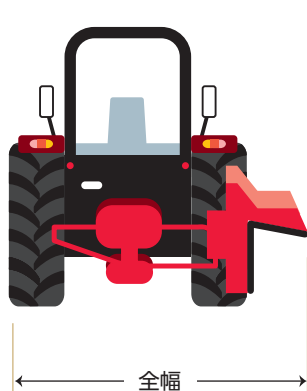
作業機(直装タイプ)を装着した状態で全幅を確認してください。
確認は道路を走行する際の作業機(直装タイプ)の状態で行ってください。



ブームモーター
道路走行状態



畦塗り機
道路走行状態



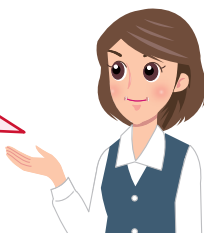
※ 道路走行状態で確認が必要となります。オフセット作業機は、作業機をトラクタ中央側へ寄せて(収納側へ配置)全幅を確認してください。

■ 下記項目を確認し、チェック項目を満たしていれば「○」を、満たしていなければ「×」をチェック結果に記入してください。

チェック項目	チェック結果
作業機装着状態の全幅2.5m以下	

チェック結果に
×がある場合

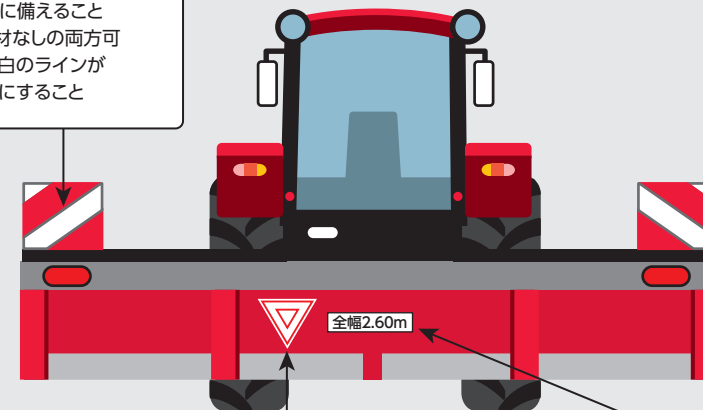
全幅が2.5mを超えた場合、「外側表示板」・「全幅表示板」・
「制限を受けた自動車の標識(▽)」の取付が必要になります。



<全幅2.5mを超えた場合の表示例>

外側表示板

作業機前後左右に必要
可能な限り最外側に備えること
素材は反射材/反射材なしの両方可
取付は図のように赤白のラインが
ハの字に見える向きにすること



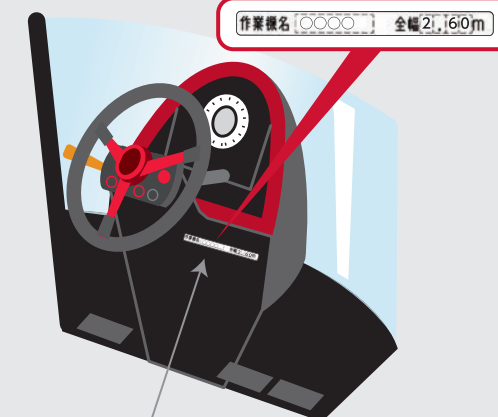
制限を受けた自動車の標識(▽)
後方から見える位置に必要

全幅の表示
後方から見える位置に必要
運転席周りにも表示が必要(小数点以下2桁で表示する)

※上図は全幅2.60mの例になります。

外側表示板

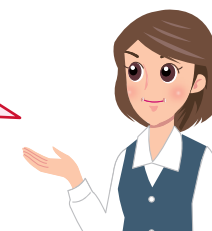
作業機前後左右に必要
可能な限り最外側に備えること
素材は反射材/反射材なしの両方可
取付は図のように赤白のラインが
ハの字に見える向きにすること



全幅の表示(運転席周り)
前面・側面のガラスには貼らないこと
※イラストは全幅2.60mの場合

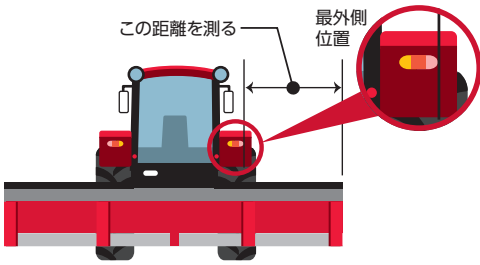
※上記表示板等に関する詳細は販売店にご相談下さい。

外側表示板、全幅表示板、制限を受けた自動車の標識(▽)は
後方から見える位置に取付が必要になります。

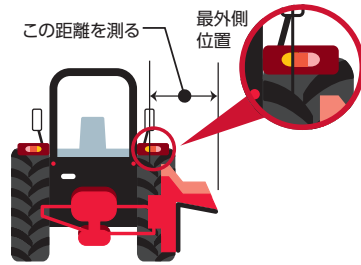


作業機(直装タイプ)最外側から灯火装置および反射器までの距離の確認

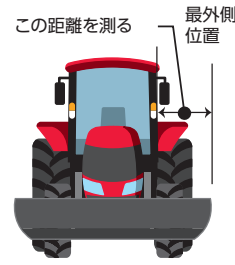
●尾灯(テールランプ)の測定例



●後面方向指示器(ウィンカー)の測定例



●前面方向指示器(ウィンカー)・車幅灯(スモールランプ)の測定例



※1 測定は道路を走行する際の作業機の状態での距離を確認してください。
 ※2 オフセット作業機は、作業機をトラクター中央側へ寄せて(収納側へ配置)距離を確認してください。

■ 作業機最外側から以下の灯火装置および反射器までの距離が40cm以内であることを確認してください。40cm以内であれば○、40cmを超える場合は×を記入してください。

チェック項目	チェック結果	チェック項目	チェック結果
方向指示器(ウィンカー)前面・後面		尾灯(テールランプ)	
車幅灯(スモールランプ)		後部反射器(リフレクター)	
制動灯(ブレーキランプ)			

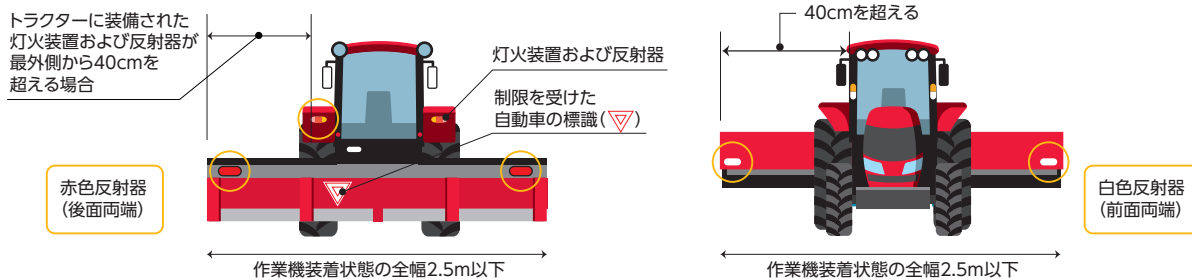
※1 前照灯(ヘッドライト)と後退灯(バックランプ)はチェックする必要はありません。※2 方向指示器(ウィンカー)は前面、後面それぞれ測定してください。
 ※3 装備がない灯火装置および反射器はチェック不要です。上記チェック結果に1つでも「×」がある場合は販売店にご相談ください。

チェック結果に×がある場合

<作業機装着状態の全幅が2.5m以下の場合>
 作業機両端に**反射器**(前面「白色」、後面「赤色」)と制限を受けた自動車の標識(▽)を後方から見える位置に取付が必要になります。
 <作業機装着状態の全幅が2.5mを超える場合>
 作業機両端に**灯火装置**(前面「白色」、後面「赤色」)と反射器(後面「赤色」)、制限を受けた自動車の標識(▽)を後方から見える位置に取付が必要になります。



例) 作業機装着状態の全幅が2.5m以下で、かつ灯火装置および反射器が作業機最外側から40cmを超える場合の対応



作業機(直装タイプ)付き特定小型特殊自動車のトラクターの寸法確認

(※トラクター単体の寸法が全長4.7m超、全幅1.7m超、全高2.0m超、最高速度15km/h超のいずれかの場合、本項目の確認は不要です)

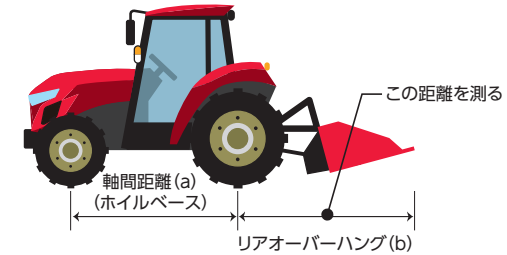
特定小型特殊自動車(全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下、最高速度15km/h以下のトラクター)の場合、5ページでチェックした装着している作業機(フロントウェイトを含む)を含めた全長、全幅、全高のチェック結果を確認してください。

チェック項目	チェック結果
全長4.7m以下	7ページの チェック結果を 確認してください
全幅1.7m以下	
全高2.0m以下	

チェック結果に×がある場合

全幅が1.7mを超える作業機を装着するなど、チェック項目のいずれかを超過する場合は、作業機の両端に反射器(前面「白色」・後面「赤色」)と制限を受けた自動車の標識(▽)の取付が必要になります。

リアオーバーハング寸法の確認(大型特殊自動車のみ)



※1 軸間距離(a)は取扱説明書またはカタログで確認してください。
 ※2 リアオーバーハング(b)は後車軸中心～装着作業機の最後端の距離を確認してください。

■ リアオーバーハング(b)が軸間距離(a)の2/3以内であるか確認してください。2/3以内であれば○、2/3を超える場合は×を記入してください。

チェック項目	チェック結果
作業機装着状態の全幅2.5m以下 (a)×2/3 > (b)	

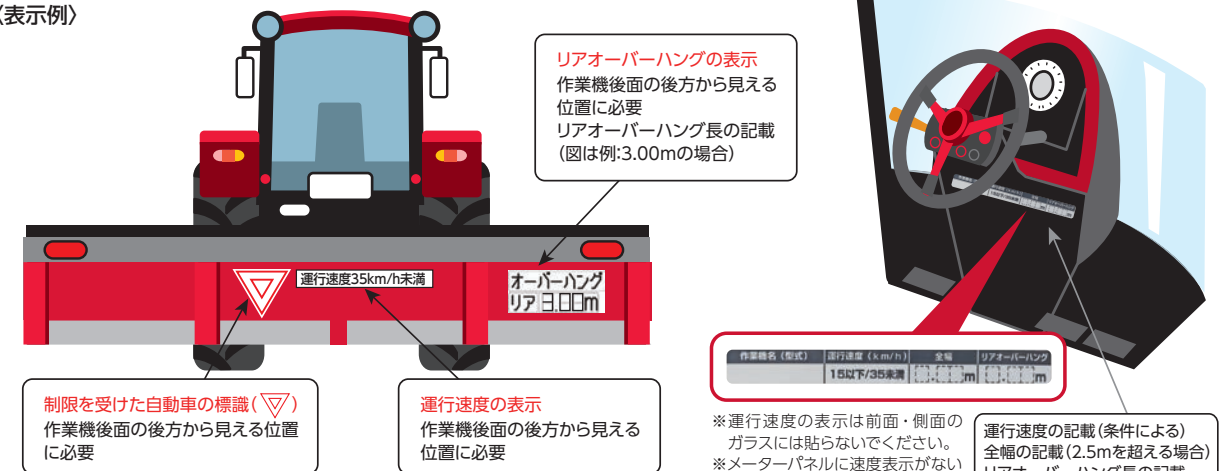
チェック結果に×がある場合

「車検証の記載事項変更手続き」・「リアオーバーハング表示板の取付」が必要になります。
 なお、車検証を登録している管轄が北海道・四国※・九州・沖縄以外の場合は「制限を受けた自動車の標識(▽)」と運行速度の表示(運行速度35km/h未満)も以下記載の箇所に行う必要があります。

※車検証の登録地が四国の場合は個別緩和申請が必要です。



<表示例>



※運行速度の表示は前面・側面のガラスには貼らないでください。
 ※メーターパネルに速度表示がない場合、運行速度35km/h未満の設定および変速レバーの組合せは取扱説明書で確認してください。
 運行速度の記載(条件による)全幅の記載(2.5mを超える場合)リアオーバーハング長の記載

5 作業機(直装タイプ)を装着して道路走行するための必要な対応早見一覧表

本項目はトラクターの「車両種別」「免許区分」「最高速度」「作業機装着状態の寸法」「作業機装着状態の灯火装置および反射器の視認性」から必要な対応を確認する一覧表となります。
 必要な対応の詳細は本ガイドブックの各章にてご確認ください様をお願いします。

トラクター		作業機装着状態のトラクター		必要な対応														
車両種別	免許区分	車両の最高速度	作業機装着状態の寸法(道路走行状態)※1	灯火装置および反射器の視認性	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫		
農耕用 小型特殊 自動車 最高速度 35km/h未満	小型特殊自動車免許 ※下記を全て満たす 全長4.7m以下 全幅1.7m以下 全高2.0m以下(安全 キャブや安全フレームは 全高2.8m以下) 最高速度15km/h以下	15km/h 以下	全幅1.7m以下 全長4.7m以下 全高2.0m以下	全て視認可能	①								⑨					
				一部視認不可	①						⑦		⑨					
			全幅1.7m超~2.5m以下 又は全長4.7m超~12.0m以下 又は全高2.0m超~3.8m以下	全て視認可能	①			④									⑪	
				一部視認不可	①			④				⑦					⑪	
			全幅2.5m超 (全長12.0m以下) (全高3.8m以下)	全て視認可能	①	②		④				⑧		⑩				
				一部視認不可	①	②		④				⑦	⑧	⑩				
			全幅寸法に関係なく 全長12.0m超 又は全高3.8m超	—	①	②	③	④										
農耕用 小型特殊 自動車 最高速度 35km/h未満	大形特殊自動車免許 (農耕車限定含む) ※下記のいずれかを 満たさない 全長4.7m以下 全幅1.7m以下 全高2.0m以下(安全 キャブや安全フレームは 全高2.8m以下) 最高速度15km/h以下	15km/h 以下	全幅2.5m以下 全長12.0m以下 全高3.8m以下	全て視認可能	①			④						⑨				
				一部視認不可	①			④				⑦		⑨				
			全幅2.5m超 (全長12.0m以下) (全高3.8m以下)	全て視認可能	①	②		④						⑧		⑩		
					一部視認不可	①	②		④				⑦	⑧	⑩			
					全幅寸法に関係なく 全長12.0m超 又は全高3.8m超	—	①	②	③	④								
				15km/h超 ~35km/h 未満	全幅2.5m以下 全長12.0m以下 全高3.8m以下	全て視認可能	①			④	⑤					⑨		
				一部視認不可	①			④	⑤				⑦	⑨				
			全幅2.5m超 (全長12.0m以下) (全高3.8m以下)	全て視認可能	①	②		④	⑤				⑧		⑩			
				一部視認不可	①	②		④	⑤				⑦	⑧	⑩			
			全幅寸法に関係なく 全長12.0m超 又は全高3.8m超	—	①	②	③	④										
農耕用 大型特殊 自動車 最高速度 35km/h以上	大形特殊自動車免許 (農耕車限定含む) ※下記のいずれかを 満たさない 全長4.7m以下 全幅1.7m以下 全高2.0m以下(安全 キャブや安全フレームは 全高2.8m以下) 最高速度15km/h以下	35km/h 以上	全幅2.5m以下 全長12.0m以下 全高3.8m以下	全て視認可能	①			④	⑤	⑥				⑨		⑫		
				一部視認不可	①			④	⑤	⑥	⑦		⑨			⑫		
			全幅2.5m超 (全長12.0m以下) (全高3.8m以下)	全て視認可能	①	②		④	⑤	⑥			⑧		⑩		⑫	
				一部視認不可	①	②		④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑩		⑫		
			全幅寸法に関係なく 全長12.0m超 又は全高3.8m超	—	①	②	③	④		⑥						⑫		

※1:作業機装着状態の寸法に関し、全高はトラクター単体側または作業機側のいずれか全高の高い方が基準寸法となります。

〈 必要な対応の概要 〉

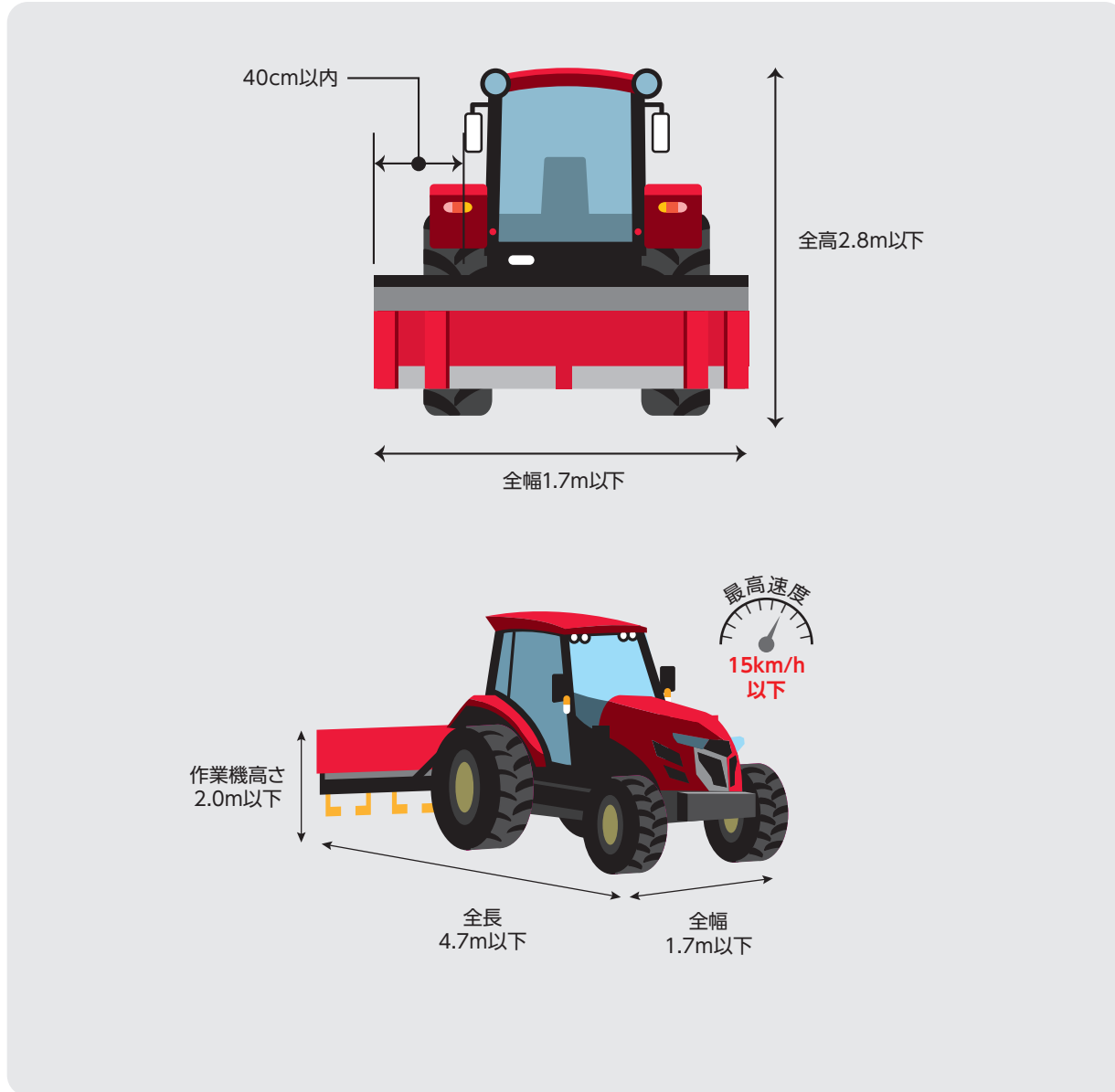
確認項目	No.	必要な対応の概要	説明ページ
トラクターに装備された灯火装置および反射器の確認	①	トラクターに装備された灯火装置および反射器に作動不良などの異常や割れ・汚れなどがある場合、部品交換が必要 ※作動不良などの異常や割れ・汚れなどが無ければ対応不要	5ページ
申請の 要否確認	②	特殊車両通行許可の申請が必要	7ページ
	③	基準緩和認定の申請が必要	7ページ
免許区分と 左右ミラーの 装備確認	④	1)大型特殊自動車免許(農耕車限定含む)の取得が必要 2)左右にミラーの装備が必要	7ページ
トラクターの 最高速度の確認	⑤	日農工もしくはヤンマーのホームページに掲載されているリストに、使用されるトラクターと作業機(直装タイプ)の組合せが無い場合、 1)15km/h以下の道路走行が必要 (メーターパネルに速度表示が無い場合は変速レバーの速度段とエンジン回転数の表示が必要) 2)作業機後面および運転席周りに「運行速度15km/h以下」の表示が必要 3)作業機後面に制限を受けた自動車の標識(▽)が必要 ※ホームページのリストに使用されるトラクターと作業機(直装タイプ)の組合せがあれば対応不要	8ページ
	⑥	自動車検査登録(車検)が必要 ※トラクターに装着し道路走行を行う作業機は基準緩和を受けるため、車検証の記載変更が必要になります。	8ページ
作業機(直装タイプ)を装着した状態での灯火装置および反射器の視認性確認	⑦	灯火装置および反射器が保安基準で定める位置から確認(視認)できない場合 灯火装置および反射器の移設または増設が必要 ※保安基準で定める位置から確認(視認)できれば、移設または増設は不要	6ページ
作業機(直装タイプ)を装着した状態の全幅確認	⑧	1)作業機(直装タイプ)最外側付近の前後左右に、外側表示板が必要 ※外側表示板が反射材の場合、必要な対応③④の作業機後面の赤色反射器は不要(装備されていても良い) 2)作業機後面および運転席周りに全幅の表示(例:全幅2.60mの場合「幅2.60m」の表示)が必要 3)作業機後面に制限を受けた自動車の標識(▽)が必要	9,10ページ
作業機(直装タイプ)最外側から灯火装置および反射器までの距離の確認	⑨	最外側から灯火装置および反射器までの距離が40cmを超える場合、作業機(直装タイプ)最外側付近の左右両側に、 1)作業機前面に白色の反射器が必要 2)作業機後面に赤色の反射器が必要 3)作業機後面に制限を受けた自動車の標識(▽)が必要 ※最外側から灯火装置等までの距離が40cm以内であれば対応不要 ※車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯のないトラクターもあります	11ページ
	⑩	最外側から灯火装置および反射器までの距離が40cmを超える場合、作業機(直装タイプ)最外側付近の左右両側に、 1)作業機前面に白色の灯火器が必要 2)作業機後面に赤色の反射器及び赤色の灯火器が必要 3)作業機後面に制限を受けた自動車の標識(▽)が必要 ※最外側から灯火装置等までの距離が40cm以内であれば対応不要 ※車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯のないトラクターもあります	11ページ
作業機(直装タイプ)付き特定小型特殊自動車のトラクターの寸法確認	⑪	作業機(直装タイプ)最外側付近の左右両側に、 1)作業機前面に白色の反射器が必要 2)作業機後面に赤色の反射器が必要 3)作業機後面に制限を受けた自動車の標識(▽)が必要	12ページ
リアオーバーハング寸法の確認(農耕用小型特殊自動車は不要)	⑫	リアオーバーハングの寸法がホイールベースの2/3以上の場合 1)車検証の記載変更が必要 2)リアオーバーハング値の記載及び貼付け(運転席) 3)運行速度の確認(運転席) ・作業機付きの安定性が確認できない場合:15以下に○ ・作業機付きの安定性が確認できている場合:35未満に○ (ただし、車検証管轄が北海道、九州、沖縄以外) ・作業機付きの安定性が確認できている場合:15以下/35未満にX(速度制限を受けない) (ただし、車検証管轄が北海道、九州、沖縄の場合) 4)作業機後面に制限を受けた自動車の標識(▽)が必要 5)作業機後面にリアオーバーハング値の表示要 6)作業機後面に運行速度の表示要。3)を参照	12ページ

6 作業機(直装タイプ)を装着して道路を走行するための対応例

ケース1

- ・作業機(直装タイプ)装着状態の寸法(全長4.7m以下 全幅1.7m以下 全高2.8m以下) ・最高速度 15km/h以下
- ・作業機(直装タイプ)装着状態で全ての灯火装置および反射器が視認できる
- ・最外側から灯火装置および反射器は40cm以内 ・作業機高さ2.0m以下

上記条件の場合には以下の対応が必要です。



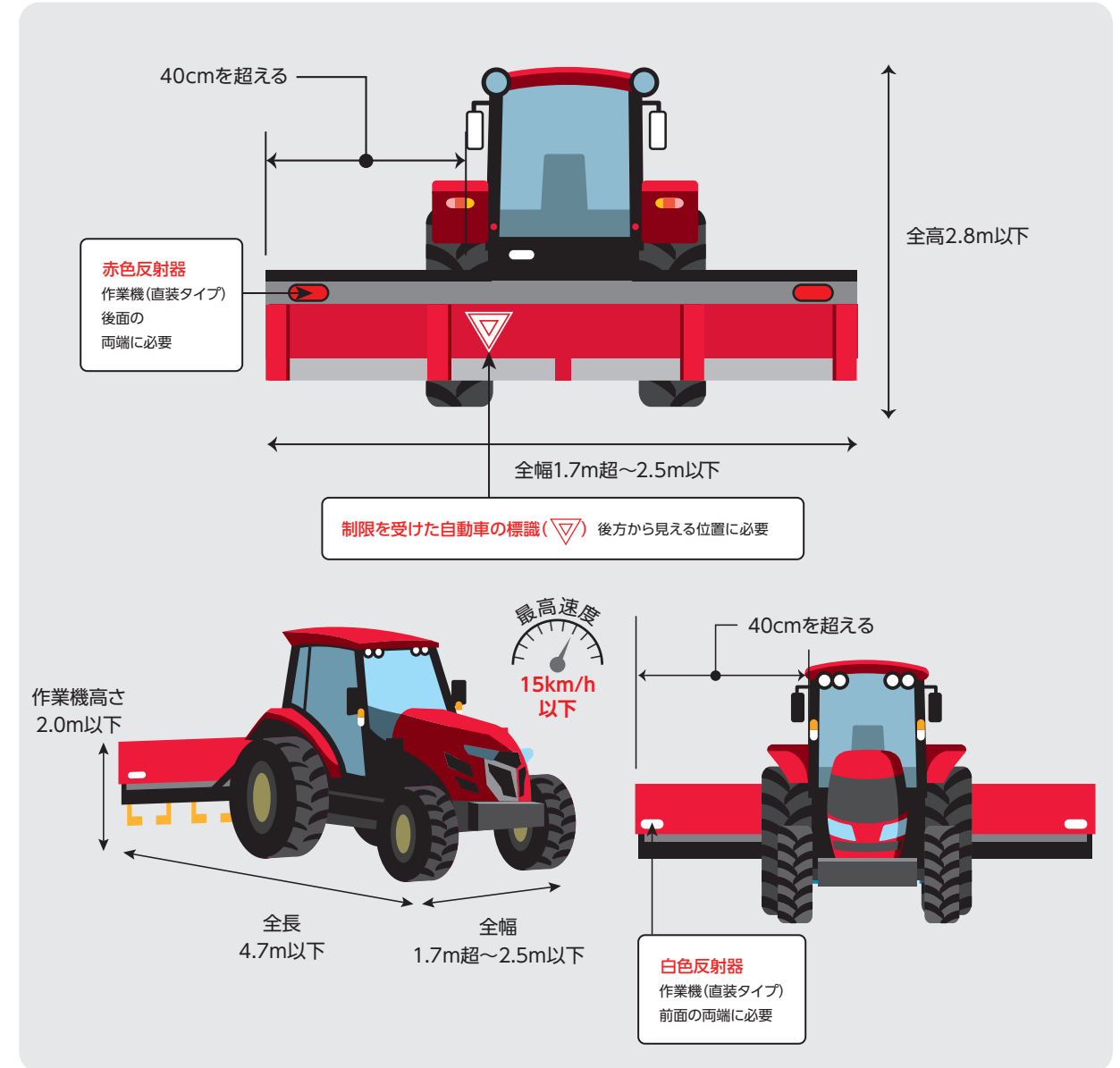
現状の状態でも道路を走行できますが、
小型特殊自動車免許が必要になります。



ケース2

- ・作業機(直装タイプ)装着状態の寸法(全長4.7m以下 全幅1.7m超~2.5m以下 全高2.8m以下) ・最高速度 15km/h以下
- ・作業機(直装タイプ)装着状態で全ての灯火装置および反射器が視認できる
- ・最外側から灯火装置および反射器は40cmを超える ・作業機高さ2.0m以下

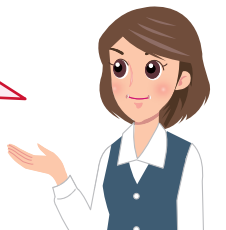
上記条件の場合には以下の対応が必要です。



必要な対応は以下になります。

- ・作業機(直装タイプ)両端に反射器の取付(前面「白色」、後面「赤色」)
- ・制限を受けた自動車の標識(▽)の取付 ・左右ミラーの装備 ・大型特殊自動車免許(農耕車限定含む)の取得

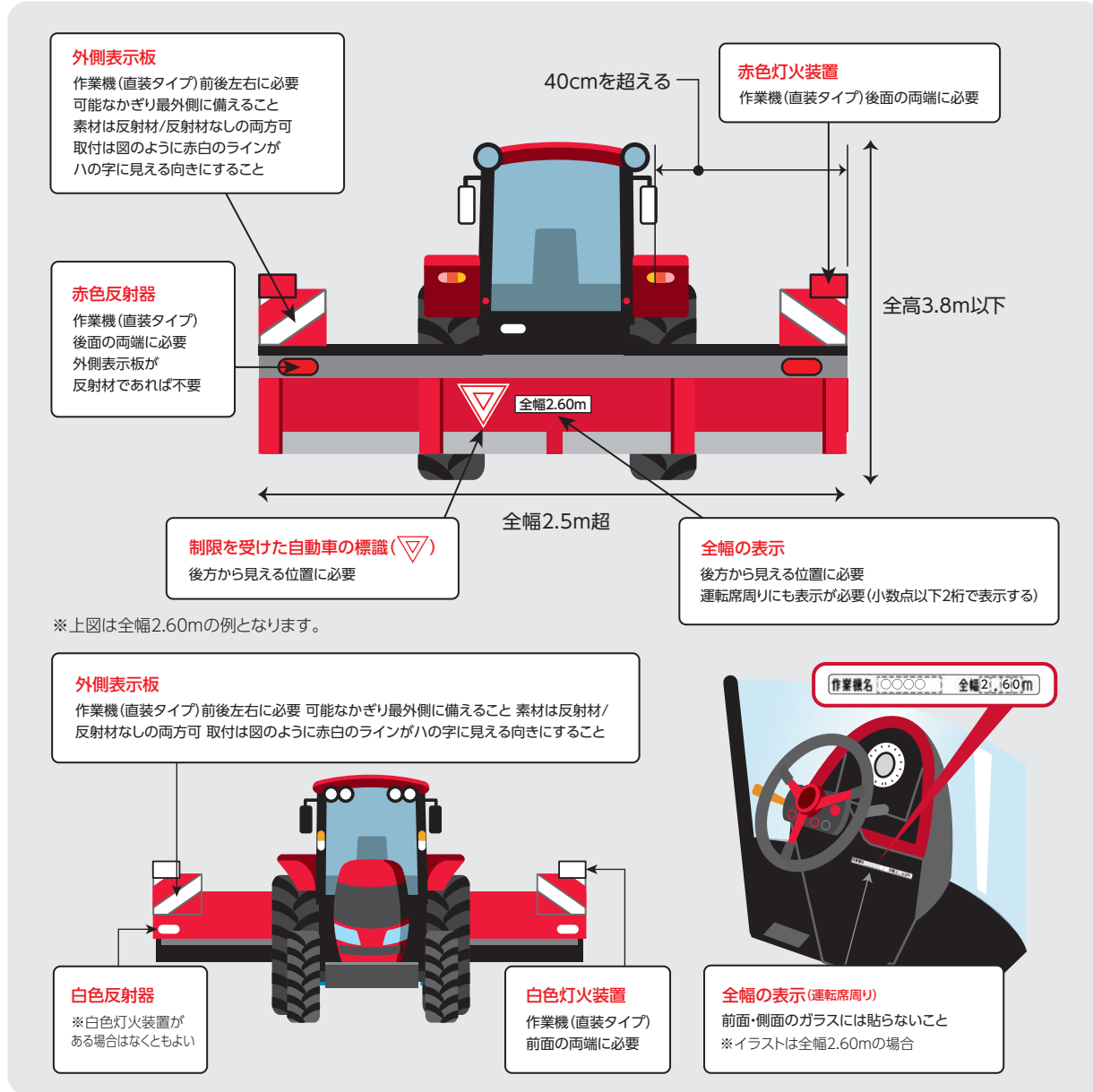
※本ケースでトラクターが特定小型特殊自動車の場合、作業機(直装タイプ)最外側から灯火装置および反射器までの距離に関係なく、全幅1.7m超のため、反射器(前面「白色」、後面「赤色」)と制限を受けた自動車の標識(▽)の取付が必要となります。



ケース3

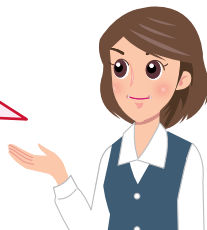
- ・作業機(直装タイプ)装着状態の寸法(全長12.0m以下 全幅2.5m超 全高3.8m以下) ・最高速度 15km/h超~35km/h未満
- ・作業機(直装タイプ)装着状態で全ての灯火装置および反射器が視認できる ・最外側から灯火装置および反射器は40cmを超える
- ・日農工HP(ホームページ)の「安定性の確認の取れたトラクターと作業機(直装タイプ)の組合せリスト」に記載がある。

上記条件の場合には以下の対応が必要です。



必要な対応は以下になります。

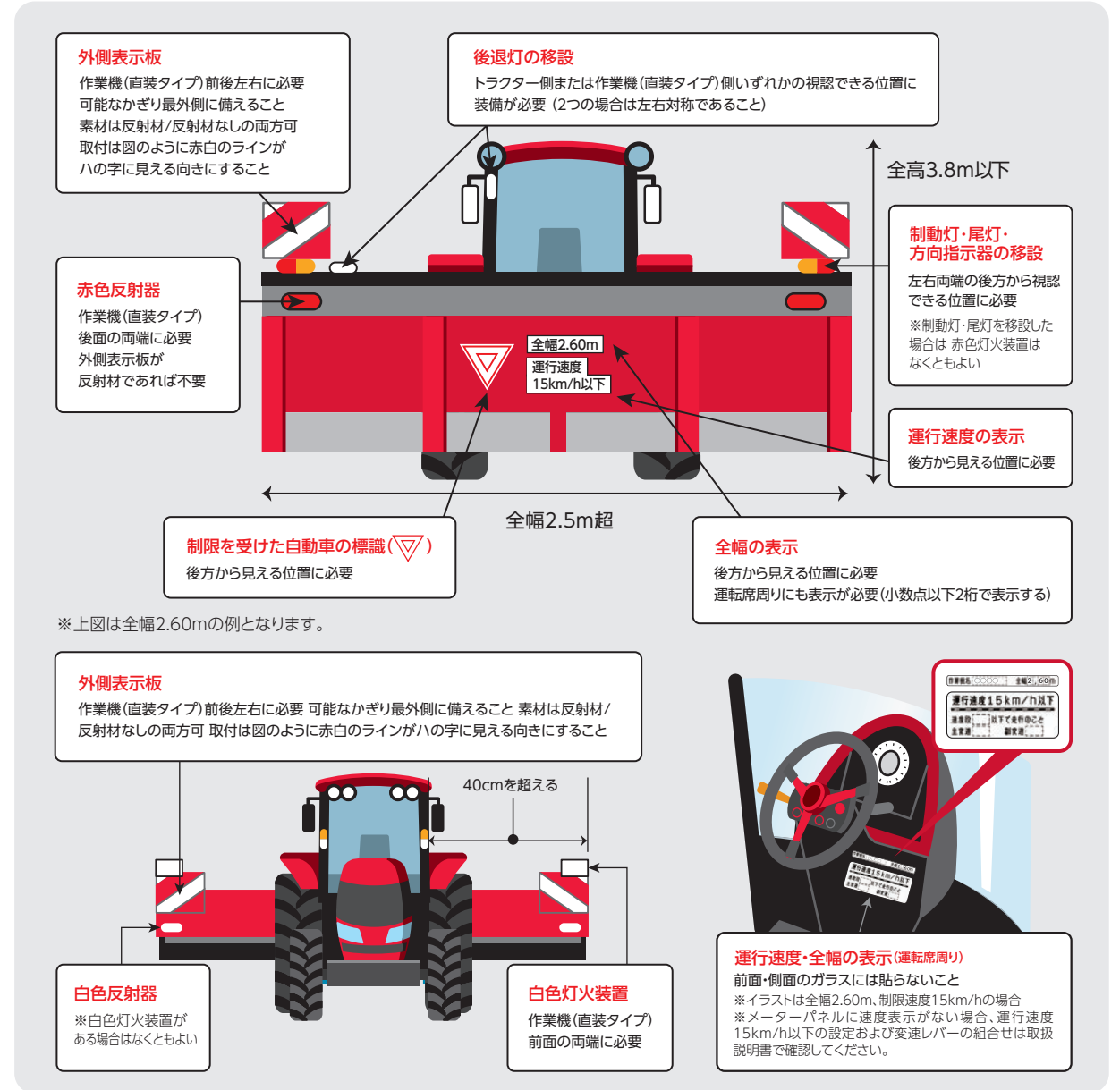
- ・作業機(直装タイプ)最外側付近への「外側表示板」の取付
- ・作業機(直装タイプ)後面の両端に赤色反射器の取付(※外側表示板が反射材であれば不要)
- ・制限を受けた自動車の標識(▽)の取付 ・全幅表示の取付(作業機(直装タイプ)後面と運転席周り)
- ・作業機(直装タイプ)両端に灯火装置の取付(前面「白色」、後面「赤色」) ・左右ミラーの装備
- ・大型特殊自動車免許(農耕車限定含む)の取得 ・特殊車両通行許可の取得



ケース4

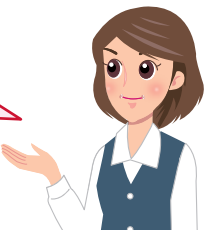
- ・作業機(直装タイプ)装着状態の寸法(全長12.0m以下 全幅2.5m超 全高3.8m以下) ・最高速度 15km/h超~35km/h未満
- ・作業機(直装タイプ)装着状態で灯火装置および反射器が視認できない ・最外側から灯火装置および反射器は40cmを超える
- ・日農工HP(ホームページ)の「安定性の確認の取れたトラクターと作業機(直装タイプ)の組合せリスト」に記載が無い

上記条件の場合には以下の対応が必要です。



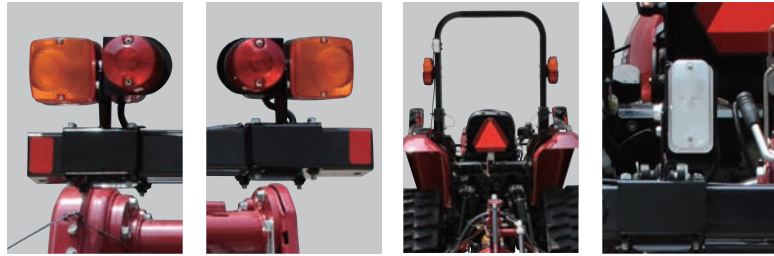
必要な対応は以下になります。

- ・視認できない灯火装置および反射器が全て視認できるように移設または増設
- ・作業機(直装タイプ)最外側付近への「外側表示板」の取付
- ・作業機(直装タイプ)後面の両端に赤色反射器の取付(※外側表示板が反射材であれば不要)
- ・制限を受けた自動車の標識(▽)の取付 ・運行速度表示の取付(作業機(直装タイプ)後面と運転席周り)
- ・全幅表示の取付(作業機(直装タイプ)後面と運転席周り)
- ・作業機(直装タイプ)前面の両端に白色灯火装置の取付 ・左右ミラーの装備
- ・大型特殊自動車免許(農耕車限定含む)の取得 ・特殊車両通行許可の取得



7 対応部品の一例(直装タイプの作業機装着時の一例)

灯火器

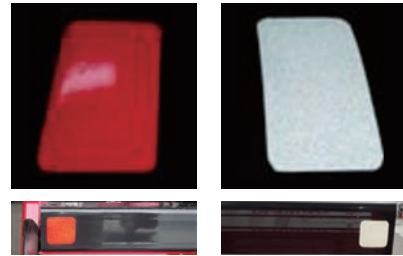


後方灯火
(作業機側へ増設)

後退灯の移設
(本機側)

後退灯の移設
(作業機側)

反射器



赤色(後面)

白色(前面)

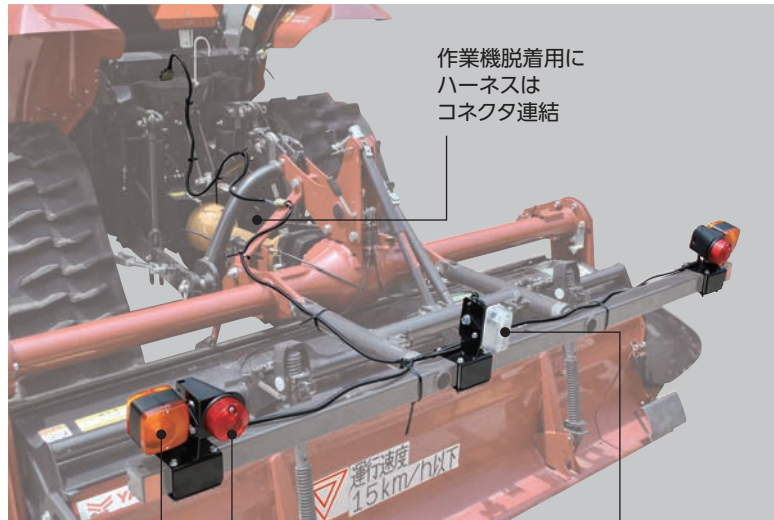
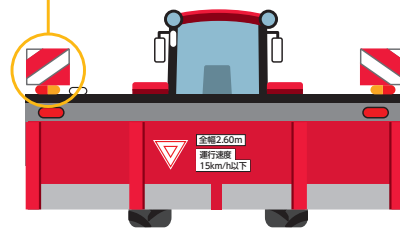
※反射器は反射テープでも可。

外側表示板(ゼブラシート)

赤と白のストライプ(外向き及び下向き45度の角度になるように配置)。反射の有無は問わない。
直装タイプ・けん引タイプ共用可



ゼブラシート 282×282以上



作業機装着用に
ハーネスは
コネクタ連結

方向指示器

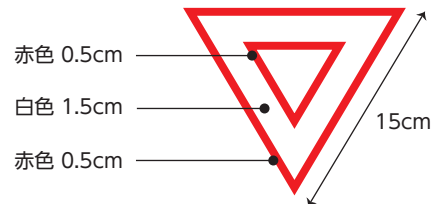
制動灯・尾灯

後退灯

制限を受けた自動車の標識

道路運送車両法施行規則第五十四条第十九号様式
(制限を受けた自動車の標識)

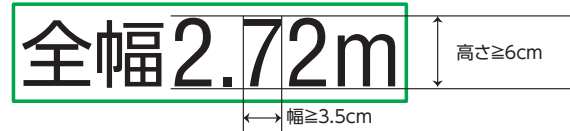
※形状は倒立正三角形とすること。
※寸法、色を反映させること。



直装タイプ・けん引タイプ共用可

全幅や運行速度の表示

作業機を装着した状態の全幅表示例 ※小数点以下2桁の表示が必要
直装タイプ・けん引タイプ共用可



運転席周りの表示



運行速度の表示例



運転席周りの表示



道路走行に関する Q & A

Q どのような作業機でも道路を走行できますか?

A 法令で定められた一定の制限事項や条件などを満たした直装タイプ・けん引タイプの作業機とトラクターが道路を走行できます。



Q 大型特殊自動車免許(農耕車限定含む)やけん引免許はどのように取得したらいいのでしょうか?

A 各地域の免許センター、自動車学校または都府県の農業大学校などで取得できます。事前に免許取得の受講ができるかお問い合わせください。



Q 作業機を何種類も所有しているが、1つの作業機で確認したらいいのでしょうか?

A 作業機(直装タイプ・けん引タイプ)によって必要な対応は異なります。農水省、日農工またはヤンマーホームページを参照の上、作業機毎に必要な対応をご確認ください。



Q 道路を走行するために必要となる各種灯火装置および反射器、表示・標識などの取付はどうしたらいいのでしょうか?

A ご購入の販売店または最寄のヤンマー商品の取扱店にご相談ください。



Q 道路を走行するために必要な対応はどこで確認したらいいのでしょうか?

A 本ガイドブックに記載している以外にも詳細な決まりがあります。詳しくはご購入の販売店または最寄のヤンマー商品の取扱店にご相談ください。農水省、日農工やヤンマーホームページでも道路走行に関する情報が確認できます。



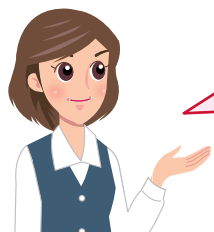
道路走行対応キット一覧

No	名称	KIT番号	写真	用途
1	反射ラベルKIT (ラベルKIT(ハンシャ))	1A8470-99001		作業機最外側から灯火装置および反射器までの距離が40cmを超える場合に必要KIT
2	速度制限ラベルKIT (ラベルKIT(セイゲンソクド))	1A8470-99010		最大安定傾斜角度の制限を満たさないトラクターと作業機の組合せにおいて道路走行する場合、15km/h以下での走行に制限している表示をするKIT
3	全幅表示ラベルKIT (ラベルKIT(ゼンハバ))	1A8500-99000		作業機を装着した状態での全幅が2.5mを超える状態で道路走行する場合に全幅の表示をするKIT
4	外側表示板KIT (プレートKIT(ントガワ))	1A8500-99010		作業機を装着した状態での全幅が2.5mを超える状態で道路走行する場合に最外側を表示をするKIT
5	室内用ラベル	1TX013-10500		マッチングする作業機ごとに必要事項を記入し、トラクタキャビン内に貼り付ける。
6	リアオーバー ハングラベルKIT	1TX013-10750		リアオーバーハングの寸法がホイールベースの2/3以上の場合に作業機後面にリアオーバーハング値を表示するKIT
7	速度制限 (35km/h未満) ラベルKIT	1TX013-10770		リアオーバーハングの寸法確認時に対応が必要な際に表示するKIT 地域によって速度規制に違いがあるため注意が必要(P14を参照)
国内トラクター用	8	バックランプKIT (ロプス)	1A8470-99150	※後退灯は含まない トラクターの後退灯が、装着している作業機により後方から視認できない時、後退灯の位置を本機上方へ移設するKIT
	9	バックランプKIT (YT2キャビン)	1A8400-99100	※後退灯は含まない トラクターの後退灯が、装着している作業機により後方から視認できない時、後退灯の位置を本機上方へ移設するKIT
	10	バックランプKIT (YT3キャビン)	1A8470-99100	※後退灯は含まない トラクターの後退灯が、装着している作業機により後方から視認できない時、後退灯の位置を本機上方へ移設するKIT

No	名称	KIT番号	写真	用途
国内トラクター用	11	バックランプKIT (YT5キャビン)	1A8060-99100	※後退灯は含まない トラクターの後退灯が、装着している作業機により後方から視認できない時、後退灯の位置を本機上方へ移設するKIT
	12	バックランプKIT (ロータリー)	1A8470-99300	※後退灯は含まない トラクターに装備されている後退灯がロータリ(作業機)により視認できない場合、ロータリ(作業機)側に後退灯を移設するKIT
	13	コンビランプKIT (リアコンビ ランプKIT (リアコンビ))	1A8470-99500	※後退灯は含まない トラクターに装備されている方向指示器、制動灯、尾灯、後退灯がロータリ(作業機)により視認できない場合、ロータリ(作業機)側に方向指示器、制動灯、尾灯、後退灯を取付けるKIT。(後退灯は移設)
JDトラクター用	14	バックランプKIT (6R(ランプKIT バック 6R))	1A8500-99110	※後退灯は含まない トラクターの後退灯が、装着している作業機により後方から視認できない時、後退灯の位置を本機上方へ移設するKIT
	15	バックランプKIT (6M(ランプKIT バック 6M))	1A8500-99100	※後退灯は含まない トラクターの後退灯が、装着している作業機により後方から視認できない時、後退灯の位置を本機上方へ移設するKIT
	16	バックランプKIT (7R(ランプKIT バック 7R))	1A8500-99120	※後退灯は含まない トラクターの後退灯が、装着している作業機により後方から視認できない時、後退灯の位置を本機上方へ移設するKIT
	17	ハーネスKIT (後退灯-カプラー)	1A8500-99130	※後退灯は含まない JDトラクターに装備されているトレーラーカプラーから後退灯の電源を取出すハーネス。(トラクターの後退灯を作業機側に移設する場合に使用)
	18	コンビランプKIT (リア(ランプKIT リアコンビ))	1A8500-99140	No.4の外側表示板は必要に応じ別途手配してください トラクターに装備されている方向指示器、制動灯、尾灯、後退灯が作業機により視認できない場合、作業機側に方向指示器、制動灯、尾灯、後退灯を取付けるKIT(後退灯-カプラー)が別途必要 ※後退灯の電源取出しとしてNo.14のハーネスKIT(後退灯-カプラー)が別途必要

注) 部品番号(キット番号含む)は予告なく変更される場合があります。
キットのご購入・取付けについては、お近くのヤンマー販売店へご相談ください。

特殊車両通行許可申請について



道路法ではトラクタ単体または作業機を装着した状態で下記の寸法や重量の一般的制限値(最高限度)を1つでも超える場合は「特殊車両通行許可」が必要になります。

		一般的制限値(最高限度)
寸法	全長	12.0m
	全幅	2.5m
	全高	3.8m
	最小旋回半径	12.0m
重量	車両総重量	20.0t
	軸重	10.0t
	隣接軸重	18.0t:隣り合う車軸の軸距が1.8m未満 19.0t:隣り合う車軸の軸距が1.3m以上かつ隣り合う車軸の軸距がいずれも9.5以下 20.0t:隣り合う車軸の軸距が1.8m以上
	輪荷重	5.0t

走行経路ごとの問合せ窓口・申請方法

No	走行経路	問合せ窓口	確認方法	申請方法
1	市/町/村道のみ	市町村 窓口	市町村 HP確認	申請書
2	市/町/村道+県道	都道府県 窓口	都道府県 HP確認	申請書
3	市/町/村道+国道	国の機関 窓口	都道府県 HP確認	オンライン/申請書
4	市/町/村道+県道+国道	国の機関 窓口	都道府県 HP確認	オンライン/申請書

■ 申請の流れ

① 申請先の確認

- 走行する道路の管理者を最寄の市町村役場び道路担当窓口で確認してください。
- 該当する道路管理者に申請に必要な書類を確認してください。

② 申請に必要な書類の準備と作成

- 車両諸元に関する説明書:トラクタと作業機の寸法や重量等を記入。
- 車両内訳書:複数のトラクタや作業機の組み合わせでまとめて申請する場合に必要です。
- 車検証または標識交付証明書:車検証の無いトラクタはナンバープレート交付時の標識交付証明書が必要です。
- 通行経路図、通行経路表:地図(Googleマップ等でも可)で走行する経路図の作成が必要です。
- 特殊車両通行許可申請:特殊車両通行許可証の発行に必要な申請です。(記入要領は道路管理者に確認してください。)

③ 申請窓口へ書類の提出

- ②で作成した書類を道路管理窓口へ提出してください。
- 申請する経路により申請手数料が発生する場合があります。申請手数料は申請窓口で確認してください。

④ 許可証の発行

- 申請窓口から許可証の受領(申請審議に時間がかかる場合があります。審議期間等は申請窓口で確認してください。)
- 許可証の有効期限は「2年」です。有効期限内に更新手続きを行う必要があります。

■ 特殊車両通行許可に関する詳細情報は下記サイトで確認できます。

<https://www.mlit.go.jp/road/tokusya/> : 国土交通省「特殊車両通行許可精度について」

<https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000012.html> : 国土交通省関東地方整備局「特殊車両の通行許可申請 申請事務取扱窓口」

<https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/> : 国土交通省「特殊車両通行許可オンライン申請」

<https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/index.html> : 国土交通省「特殊車両通行許可オンライン申請マニュアル」